

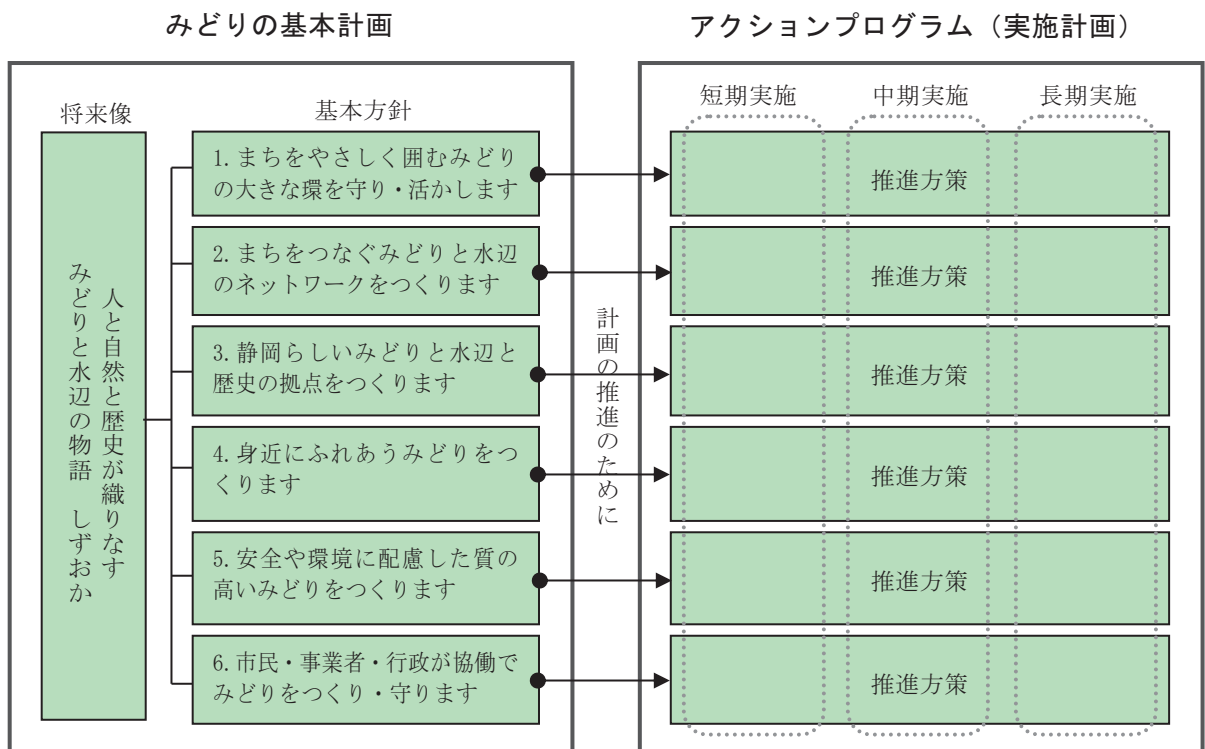
## 第8章 計画の推進

本計画を総合的に推進するために、以下に示す仕組みを整えます。

### (1) 公園整備などのプログラムの作成

本計画を推進するために、公園整備や緑化、緑地保全に係る方策を体系化し、各方策の実施主体や実施時期などを示し、短期に実施する方策については具体的な事業内容や目標値などを示すプログラムを作成します。

#### みどりの基本計画とアクションプログラムの関係のイメージ



### (2) 静岡市みどり条例に基づく施策の体系的な展開

平成27年4月に施行される、静岡市みどり条例に基づき、公共施設や事業所などの緑化基準、保存樹木・保存樹林の指定、緑化活動への支援など、本市のみどりと水辺の保全・創出を総合的かつ体系的に展開します。

### (3) みどりの方策を推進する体制づくり

みどりと水辺の保全・創出、維持管理などに係わる各種施策を総合的かつ計画的に展開できるよう、市民・事業者・行政に係わる政令市に相応しい新たな体制の構築とその役割などについて検討を図ります。

また、静岡市みどり条例に基づき、みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するための、静岡市みどり審議会を推進していきます。

## 静岡市みどり条例（平成 27 年 4 月）の概要

### ■目的

この条例は、生活環境の向上に資するみどりの保全や緑化の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全や緑化の推進に係る施策の基本的な事項を定め、みどりの保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うことにより、良好な生活環境の形成を図り、もってみどり豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### ■基本理念

みどりの保全及び緑化の推進は、市、市民及び事業者が、生活環境の向上に資することを旨とし、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受することができるまちづくりのために行われなければならないこと。
- (2) 都市の環境づくりとの整合を図り、後世に残るみどりを築くため、計画的に行われなければならないこと。
- (3) 市、市民及び事業者の協働のもとに、適切に役割を分担しながら行わなければならないこと。

### ■市、市民、事業者の責務

#### 一市の責務

市は、みどりの保全及び緑化の推進を図るため、市民及び事業者の意見等を十分に反映しつつ、総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

#### 一市民の責務

市民は、みどりの保全及び緑化の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 一事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、みどりの保全及び緑化の推進に努めるとともに、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### ■主な明記事項

みどりの基本計画の策定に関する事項、みどりの保全と緑化の推進に関する事項、市民等との協働に関する事項、審議会に関する事項等